

令和 8 年度 税制改正事項（林野関係）

令和 7 年 12 月 26 日に令和 8 年度税制改正大綱が閣議決定。林野庁関係事項は以下のとおり。

- ① 山林所得に係る**森林計画特別控除**（収入金額の 20% の控除等）の**2 年延長**（所得税）
- ② **農林漁業用軽油の石油石炭税**（地球温暖化対策税相当分）の**還付措置の 3 年延長**（石油石炭税）
- ③ 輸出促進法（農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律）に基づく輸出事業計画の認定を受けた場合の**輸出事業用資産の割増償却の 2 年延長**（所得税・法人税）
- ④ バイオ燃料製造事業者が取得した**バイオ燃料製造設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置**（3 年間、1/2 控除等）の**2 年延長**（固定資産税）
- ⑤ **東日本大震災**に関する特別貸付けに係る消費貸借に関する**契約書の非課税措置の 5 年延長**（印紙税）

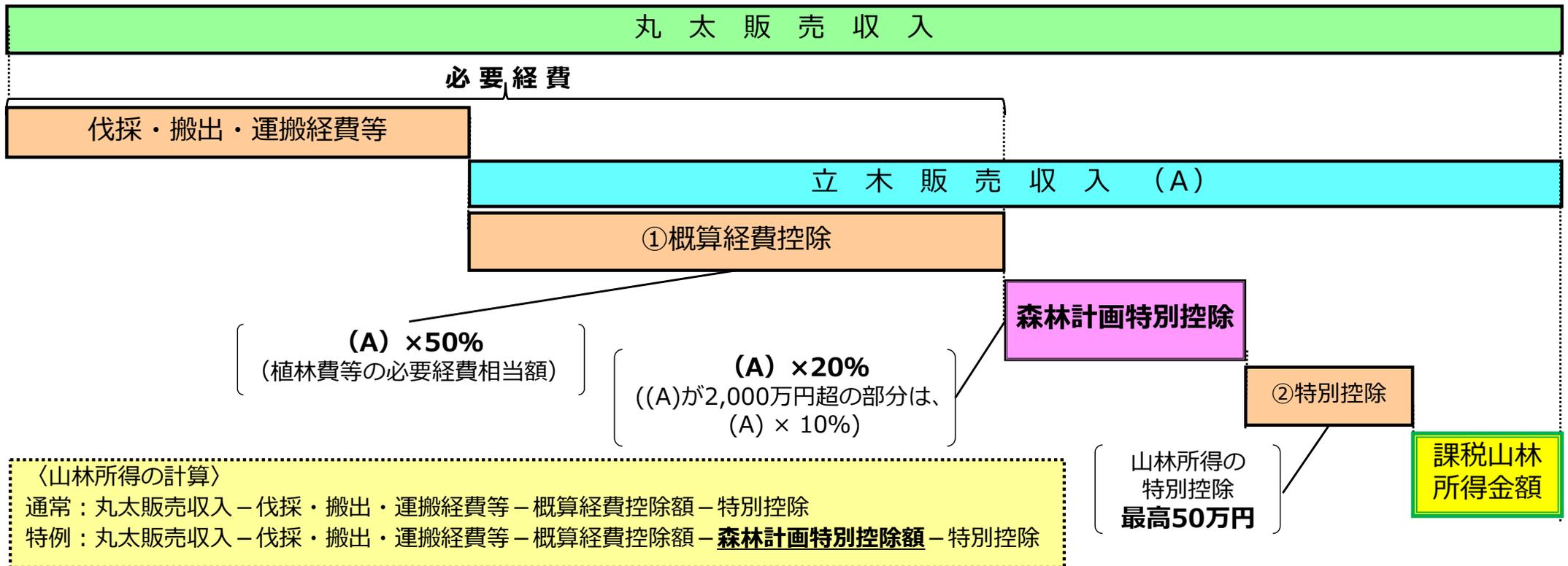
令和 8 年 2 月
林野庁企画課

① 山林所得に係る森林計画特別控除（収入金額の20%の控除等）の2年延長（所得税）

【特例の概要】

対象者	森林所有者（個人）
制度の概要	個人が所有する森林につき、森林経営計画に基づき山林を伐採して譲渡したり、立木のまま譲渡した場合、山林所得の計算上、その収入金額から、伐採・搬出等の必要経費を控除した残額の20%（収入金額が2,000万円を超える部分については10%）等に相当する金額を森林計画特別控除として控除。
特例の適用期限等	昭和42年創設 適用期限：令和8年12月31日まで（2年間の延長措置）

【山林所得における課税所得の計算】



【R8税制改正大綱の内容】

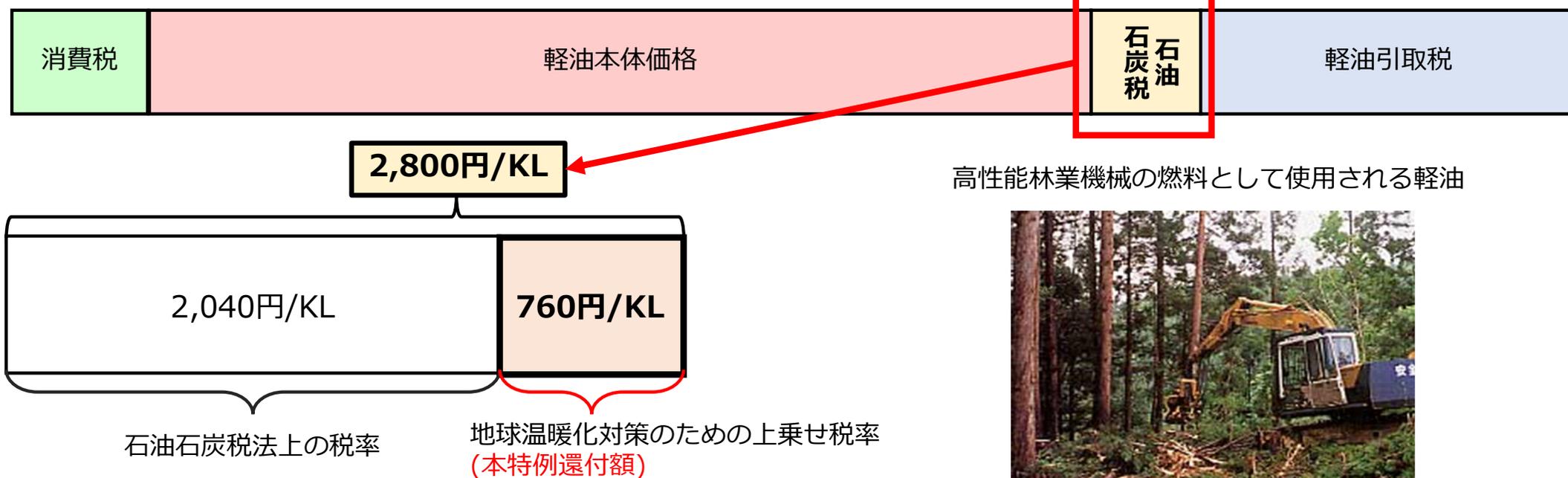
特例措置の適用期限を2年延長する。（令和10年分の山林所得まで）

② 農林漁業用軽油の石油石炭税(地球温暖化対策税相当分)の還付措置の3年延長 (石油石炭税)

【特例の概要】

<p>制度の概要</p>	<p>農林漁業用軽油(林業の場合では高性能林業機械等の燃料)として使用している軽油に課せられている石油石炭税(2,800円/KL)のうち、地球温暖化対策のための課税の特例のための上乗せ分(760円/KL)について、軽油の製造者又は輸入者に対して還付され、農林漁業者への販売価格へ反映。</p> <p>温対税の還付対象となる農林漁業用軽油は、軽油引取税の課税免税における対象範囲※と基本的に同じであり、軽油引取税の免税証で購入されるものが還付の対象。</p> <p>※ただし「木材加工業、木材市場業、パーク堆肥製造業」に用いられる軽油は対象外</p>
<p>特例の適用期限等</p>	<p>平成24年創設 適用期限：令和8年3月31日まで（3年間の延長措置）</p>

【還付イメージ】



【R8 税制改正大綱の内容】

特例措置の適用期限を3年延長する。(令和11年3月31日まで)

③ 輸出促進法（農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律）に基づく輸出事業計画の認定を受けた場合の輸出事業用資産の割増償却の2年延長（所得税・法人税）

【特例の概要】

制度の概要	輸出促進法に基づく輸出事業計画を策定し、その認定を受けた認定輸出事業者が、策定した輸出事業計画に従って機械装置、建物等を取得等した場合、当該資産について、 ① 機械装置は30%、② 建物附属設備並びに構築物は35% で5年間割増償却が可能。
対象資産の例	機械装置：製材設備、乾燥設備等 建物及びその附属設備並びに構築物：加工用施設等
特例の適用期限等	令和4年創設 適用期限： 令和8年3月31日 まで（2年間の延長措置）

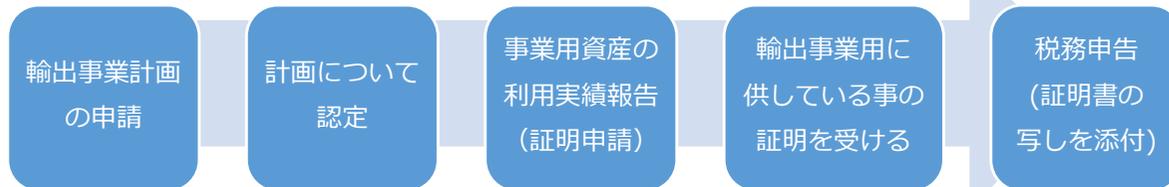
【特例の要件】

① 導入した機械装置、建物等における輸出向け割合が年度ごとに定める一定の割合以上であること

年度	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目
割合	15%	20%	25%	30%	40%	50%

- ② 食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業の対象でないこと
- ③ 農林水産物又は食品の輸出の促進を目的とした国の補助金、給付金、又は交付金を受けた資産ではないこと
- ④ 開発研究用資産ではないこと

【特例適用までの流れ】

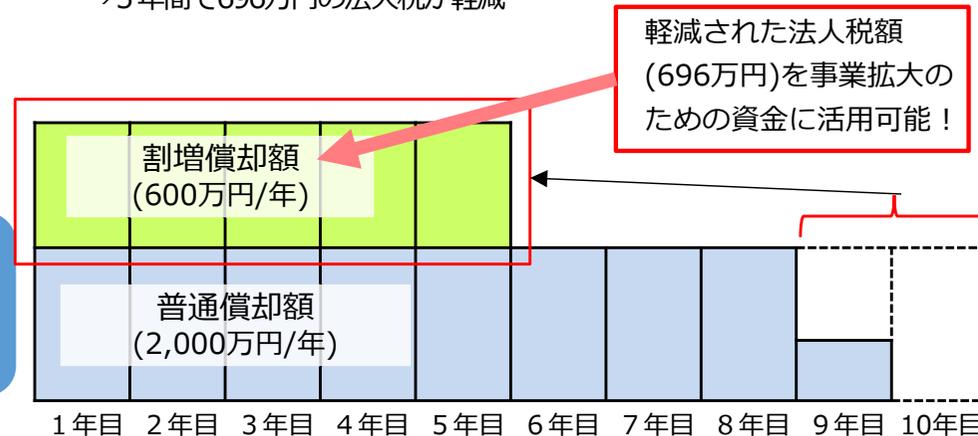


※中古品、貸付の要に供する設備等は対象外（措法13、46）

【制度イメージと効果】

(例) 2億円の製造用設備（耐用年数10年）を導入した場合、設備導入後5年間において、2,000万円/年の普通償却額に加え、600万円/年※1の割増償却が可能となり、約139万円/年※2の法人税が軽減

- ※1 普通償却額（2,000万円）× 割増償却率（30%）=600万円
- ※2 割増償却額（600万円）× 法人税率（23.2%）=139.2万円
→5年間で696万円の法人税が軽減



【R8税制改正大綱の内容】

特例措置の適用期限を2年延長する。（令和10年3月31日まで）

④ バイオ燃料製造事業者が取得したバイオ燃料製造設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置（3年間、1/2控除等）の2年延長（固定資産税）

【特例の概要】

制度の概要	農林漁業バイオ燃料法に基づく認定計画(認定生産製造連携事業計画)を受けた バイオ燃料製造事業者が取得したバイオ燃料製造設備に係る固定資産税の課税標準 について、 取得後3年間、ガス(メタン・木質)製造設備 については 2分の1 、バイオエタノール及びバイオディーゼル製造設備については3分の2、 木質固形燃料(木質ペレット等)の製造設備 については 4分の3に軽減 。	
対象設備	木質固形燃料製造設備	○破砕機、乾燥機及び圧縮成形装置(但し、同時設置の必要) ○上記と同時設置する専用の原料受入・供給装置、選別機、篩分機、集じん装置、自動調整装置、冷却装置、貯蔵装置、搬送装置、出荷装置、送風機又は配管
	木質ガス製造設備	○ガス化炉、精製装置及び貯蔵装置(但し、同時設置の必要) ○上記と同時設置する専用の原料受入・供給装置、前処理装置、脱臭装置、自動調整装置、搬送装置、貯留装置、残さ処理装置、余剰ガス燃焼装置、出荷装置、ポンプ又は配管
特例の適用期限等	平成20年創設	適用期限： 令和8年3月31日 まで（2年の延長措置）

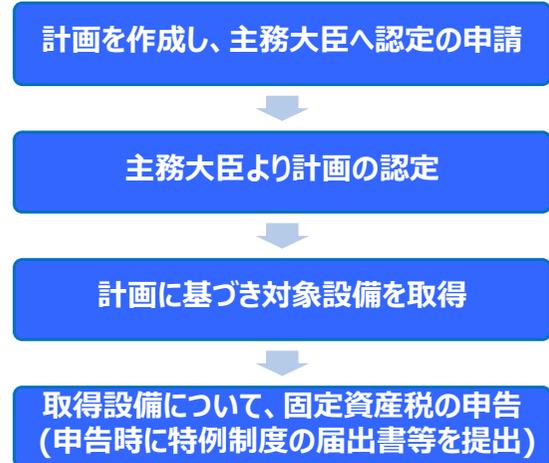
◆原料（例）



（課税標準の特例割合）

- バイオエタノール** **2/3**
- バイオディーゼル (脂肪酸メチルエステル)** **2/3** 適用対象を中小事業者等に限定
- メタンガス** **1/2**
- 木質バイオマスガス** **1/2**
- 木質固形燃料 (木質ペレット等)** **3/4** 適用対象を中小事業者等及び農業協同組合等に限定

【特例適用までの流れ】



【R8 税制改正大綱の内容】

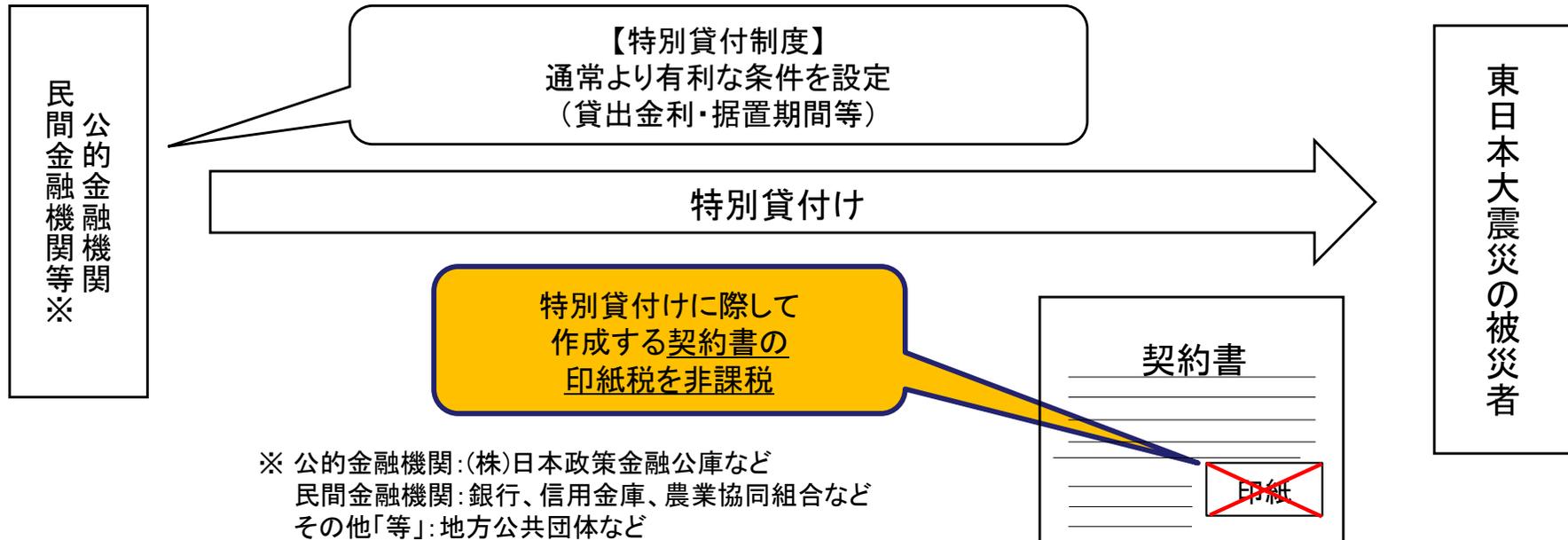
木質固形燃料製造設備の適用対象を中小事業者等が取得するものに限定し、課税標準を価格の3/4→5/6とし、脂肪酸メチルエステル製造設備に係る課税標準を価格の2/3→3/4とした上、その適用期限を2年延長する。（令和10年3月31日まで）

⑤ 東日本大震災に関する特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の非課税措置の5年延長（印紙税）

【特例の概要】

東日本大震災の被災者に対して、公的貸付機関や民間金融機関等が行う特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書については、印紙税が非課税。（平成23年創設 適用期限：令和8年3月31日まで。）

【制度のイメージ】



【R8税制改正大綱の内容】

特例措置の適用期限を5年延長する。（令和13年3月31日まで）

令和8年度税制改正の大綱(抄) (令和7年12月26日 閣議決定)

四 消費課税

2 適格請求書等保存方式に係る経過措置の見直し

(1) 適格請求書発行事業者となる小規模個人事業者に係る税額控除に関する経過措置

① 個人事業者である適格請求書発行事業者の令和9年及び令和10年に含まれる各課税期間(免税事業者が適格請求書発行事業者となったこと又は課税事業者選択届出書を提出したことにより事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる課税期間に限る。)については、その課税期間における課税標準額に対する消費税額から控除する金額を、その課税標準額に対する消費税額に7割を乗じた額とすることにより、**納付税額をその課税標準額に対する消費税額の3割とすることができる**こととする。

② 適格請求書発行事業者が上記①の適用を受けようとする場合には、確定申告書にその旨を付記するものとする

③ 上記①の適用を受けた適格請求書発行事業者が、その適用を受けた課税期間の翌課税期間に係る確定申告期限までに、その翌課税期間について簡易課税制度の適用を受ける旨の届出書を納税地を所轄する税務署長に提出したときは、その翌課税期間から簡易課税制度の適用を認める。

(注) 現行の適格請求書発行事業者となる小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置の適用を受けた適格請求書発行事業者についても上記と同様の措置を講ずることとし、令和8年10月1日以後に終了する課税期間から本措置を適用できることとする。

(2) 適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置

① 本経過措置における控除可能割合について、次に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ次に定める割合とする。

イ 令和8年10月1日から令和10年9月30日まで 70%

ロ 令和10年10月1日から令和12年9月30日まで 50%

ハ 令和12年10月1日から令和13年9月30日まで 30%

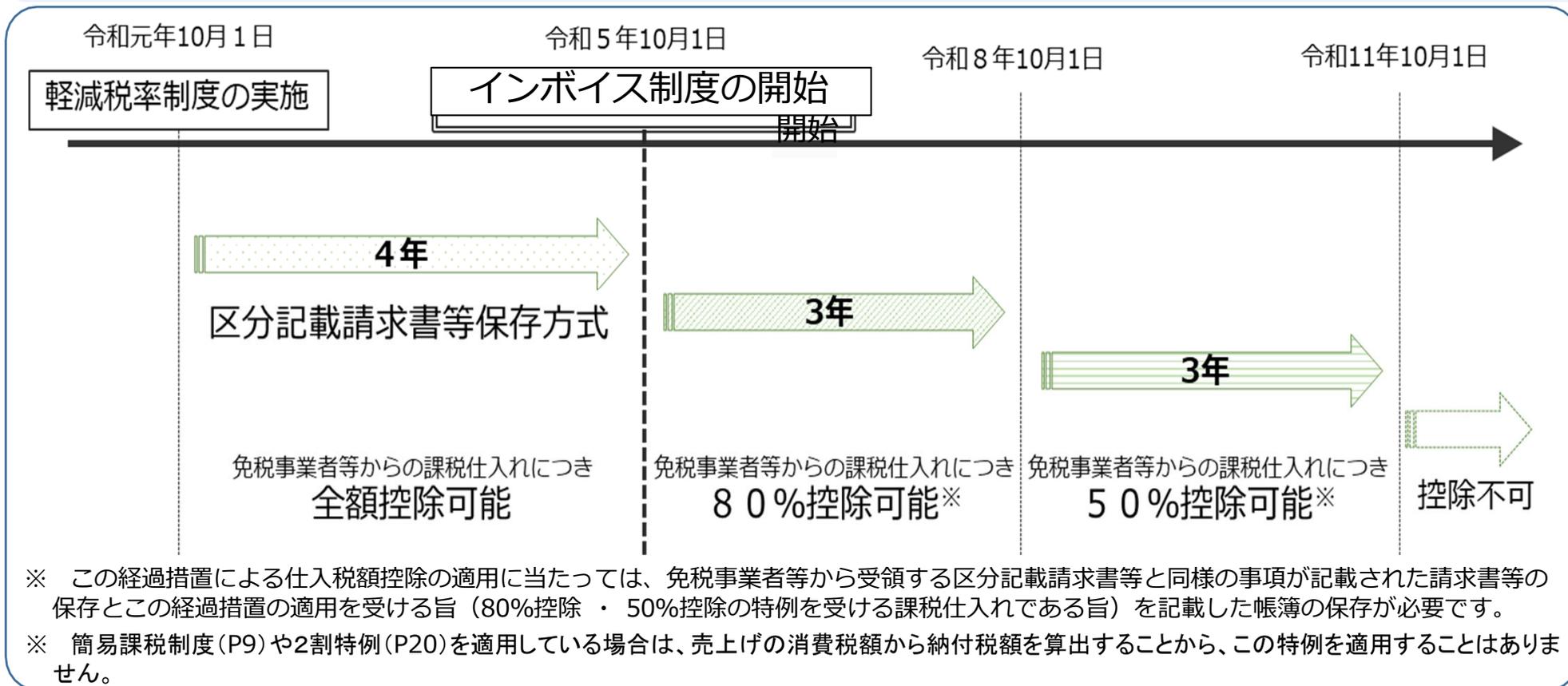
② 一の適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れの額の合計額がその年又はその事業年度で1億円(現行:10億円)を超える場合には、その超えた部分の課税仕入れについて、本経過措置の適用を認めないこととする。

(注) 上記の改正は、令和8年10月1日以後に開始する課税期間から適用する。

インボイス制度における特例（経過措置）

> 免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置

- インボイス制度の開始後は、免税事業者や消費者など、インボイス発行事業者以外の者（以下「免税事業者等」といいます。）から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除の適用を受けることができません。
- ただし、**制度開始後6年間（令和5年10月1日～令和11年9月30日）は、免税事業者等からの課税仕入れについても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置**が設けられています。



【R8 税制改正大綱の内容】

- **免税事業者からの仕入れに係る経過措置**について、最終的な適用期限を**2年延長**した上で、引下げの期間・控除割合を緩和する（令和8年10月から7割、令和10年10月から5割、令和12年10月から令和13年9月末までは3割控除可能となる。）。
- 1 免税事業者ごとの年間適用上限仕入額を1億円（現行：10億円）に引き下げる。

インボイス制度における特例（経過措置）

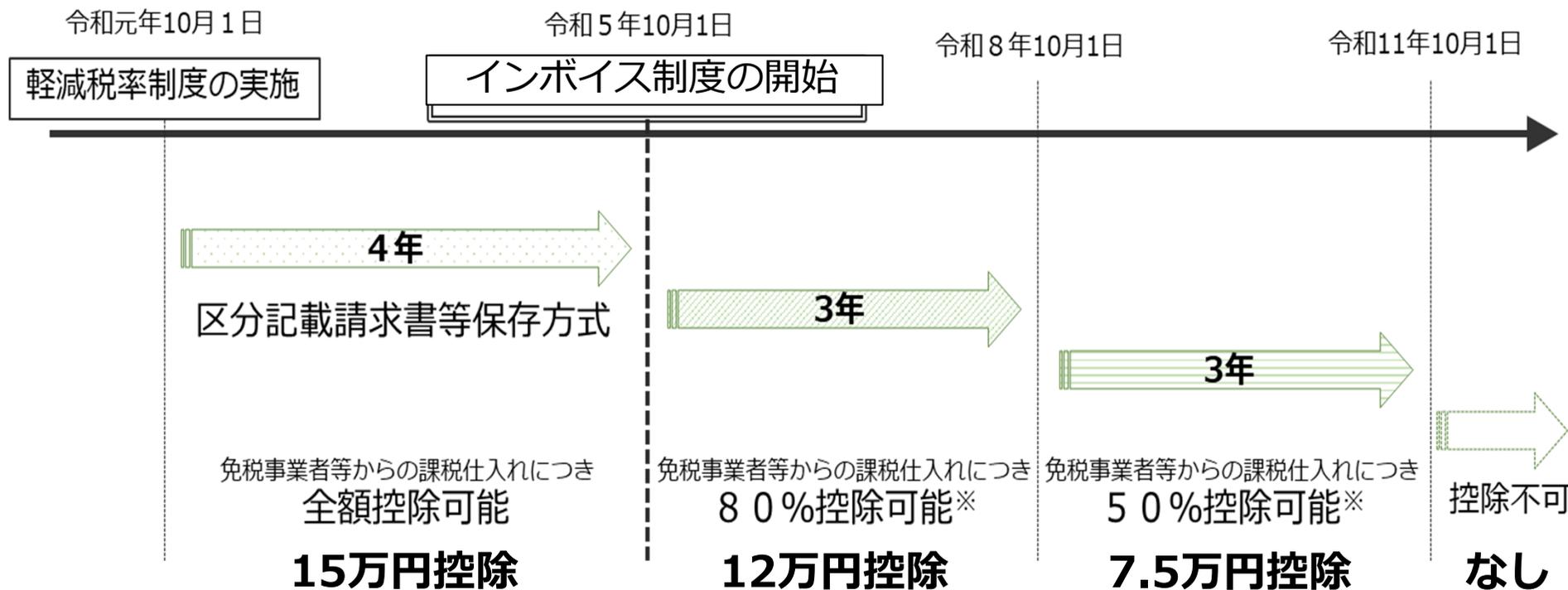
＞ 免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置

B社さんの
ケース

165万円（消費税15万円）の丸太を購入した場合、B社さんの仕入税額控除は、以下のようになります。



165万円
うち10%相当分
②15万円



【R8 税制改正大綱の内容】

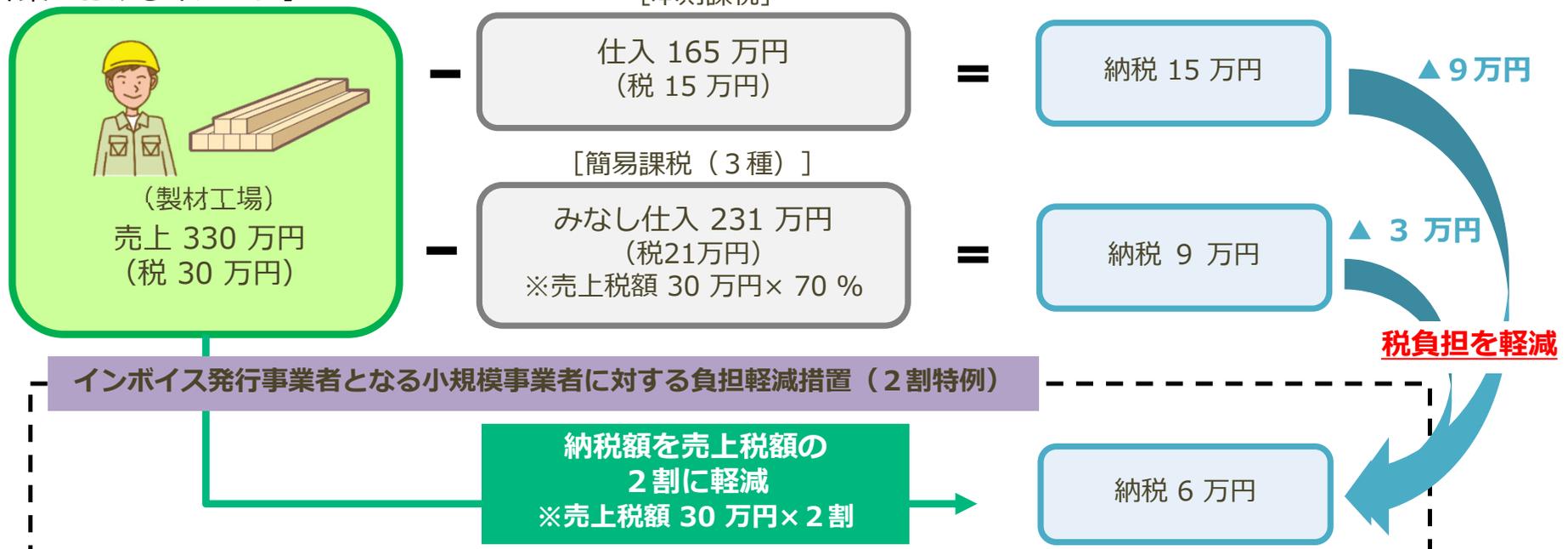
- 免税事業者からの仕入れに係る経過措置について、最終的な適用期限を2年延長した上で、引下げの期間・控除割合を緩和する（令和8年10月から7割、令和10年10月から5割、令和12年10月から令和13年9月末までは3割控除可能となる。）。
- 1 免税事業者ごとの年間適用上限仕入額を1億円（現行：10億円）に引き下げる。

インボイス制度における特例（経過措置）

> インボイス発行事業者となる小規模事業者に対する負担軽減措置（2割特例）

- 免税事業者が**インボイス発行事業者を選択した場合**の負担軽減を図るため、**納税額を売上税額の2割に軽減する激変緩和措置が3年間（令和5年10月1日～令和8年9月30日）**講じられています。
- これにより、業種にかかわらず、売上・収入を把握するだけで消費税の申告が可能となることから、簡易課税制度と比較しても、**事務負担も大幅に軽減**されることになります。
- ※ インボイス制度開始（令和5年10月1日）を機に免税事業者から課税事業者になった者を対象とし、インボイス制度の開始から令和8年9月30日の属する課税期間まで適用されます。

【林業におけるイメージ】



※ 2割特例の適用に当たっては、**事前の届出を求めず、申告時に選択適用**できます。また、**簡易課税制度を選択していたとしても申告時に選択適用**できます。

【R8 税制改正大綱の内容】

- いわゆる**2割特例**の終了後も、**個人事業者**については、これまで2割特例の対象となっている個人事業者も含め、**納税額を売上税額の3割とすることができる措置を2年に限り講じる（令和9年分及び令和10年分）**。